

本会議及び委員会におけるパソコン、 タブレット端末及びスマートフォンの 使用に係る議会運営委員会の申合せ事項

〔平成26年3月18日 議会運営委員会決定〕

〔沿革〕 令和3年2月10日、3年10月29日改正

1 目的

この申合せは、本会議及び委員会におけるパソコン、タブレット端末及びスマートフォンの使用について、必要な事項を定めることで議会審議の一助とするとともに、対外的な説明責任を果たすことを目的とする。

2 対象となる機器

本会議及び委員会に持ち込み、使用できる機器は、パソコン、タブレット端末及びスマートフォンとする。

3 使用できる機能

使用できる機能は、次のとおりとする。

- (1) 審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能
- (2) あらかじめ保存しておいた議事に関する資料の閲覧
- (3) 議事に関する資料の検索を目的とするインターネットサイトの閲覧

4 使用にあたっての注意事項

- (1) 議事に関する目的以外での外部との通信（メール、ソーシャルメディアの利用等）、通話、その他議事に関係のない目的で使用しないこと。また、使用は節度を持って必要な範囲に限ること。
- (2) 画面表示が第三者の目に触れることがあることから、個人情報

等の配慮を必要とする情報の取り扱いに注意すること。

- (3) 電子音や振動音が鳴らないようにすること。また、操作音が議事の支障とならないよう十分配慮すること。
- (4) 資料のデータ化等の準備は使用者自身が行うこと。また、電源はバッテリー対応とし、機器の取り扱いは使用者個人の責任において行うこと。

5 その他

議長又は委員長は、使用できる機能や注意事項に反する場合、その他議事に支障を及ぼすと判断した場合は注意を促し、なお改善されない場合は、使用の中止を命じることができる。

※参考

代表者会議、全員協議会、議案聴取会、委員長会議及び広聴広報会議においても、同様の取り扱いとしている。（平成26年3月18日代表者会議決定、平成26年3月19日広聴広報会議決定）

三重県議会 議会活動計画

I 三重県議会 議会活動計画について

1 趣旨

三重県議会は「二元代表制」の下、議会と知事等及び県民との関係を明らかにし、県民の負託に全力でこたえていくことを決意し、平成18年12月、三重県議会基本条例（以下「条例」という。）を制定しました。

この条例では第2条において、三重県議会の基本理念を「分権時代を先導する議会を目指し、県民自治の観点から、真の地方自治の実現に取り組む」と定め、第3条で、この基本理念にのっとり、議会活動の基本とすべき4つの基本方針を掲げています。

この議会活動計画は、条例に掲げている4つの基本方針に沿って効果的かつ効率的に議会活動を行うため、議員任期の4年間において実施すべき主な取組を示すとともに、その評価の仕組みについてまとめたものです。

2 計画期間

令和5年5月～令和9年4月

3 取組方針

- ・ 改選前の議会においてとりまとめられた「4年間を通じた議会活動の評価及び次期改選後議会への提言」の趣旨等を十分に踏まえて取組を進め、議会活動の一層の充実を図ります。
- ・ 計画期間を1年とする議会広聴広報計画や委員会の年間活動計画を策定するなどし、取組をより計画的・具体的に進めるとともに、本計画策定後の情勢変化に的確に対応します。
- ・ 年次毎に取組の評価を行うとともに、任期4年間を通じた総合的な評価を行って次期改選後議会への提言をとりまとめ、取組の継続的な改善を図ります。

II 取組内容

三重県議会基本条例に掲げる4つの基本方針ごとに、その取組内容を整理します。
なお、改選前議会のオンラインを活用した活動を引き継ぎ、議会のさらなる活性化等に資するよう、オンラインの一層の活用に取り組んでいきます。

1 開かれた議会運営の実現

議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報を公開するとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

(1) 広聴広報会議

広聴広報会議を月1回程度開催し、以下に掲げる取組を盛り込んだ広聴広報計画を策定して進捗管理を行うとともに、広聴広報の取組がより効果的なものとなるよう協議・調整します。

この協議・調整の際には、県民意識調査（令和4年実施）の結果を踏まえ、若年層を意識しつつ、より多くの県民に関心を持ってもらうことや、県民が議員と意見交換できる機会を増やすこと等を重要な視点の一つとします。

ア みえ県議会出现前講座

地方自治に対する親近感の醸成と将来の住民自治を担う県民としての意識の涵養に寄与することを目的として、児童、生徒、学生に対して、広聴広報会議委員が三重県議会の仕組み等を学校に出向いて説明し、質疑応答を行う「みえ県議会出现前講座」を実施します。

また、募集時には、主権者教育につながる取組であることをPRするとともに、オンライン開催など利便性の向上を図るなどし、より多くの学校から申し込みが行われるよう努めます。

イ みえ現場 de 県議会

県民の多様な意見を取り入れる広聴機能を強化し、議会での議論に生かしていくため、県政の重要課題等をテーマに設定して、関係団体や県民に広く参加を呼び掛ける「みえ現場 de 県議会」を開催します。

また、県民の多様な意見を議会での議論に生かすための、より効果的な手法について検討します。

ウ みえ高校生県議会

高校生の議会に対する関心を高めるとともに、高校生の意見を議会での議論に反映していくため、「みえ高校生県議会」を開催します。

開催後、高校生の意見に関連する委員会等に情報を提供し、調査・審査に活用します。

また、募集時には主権者教育につながる取組であることをPRするとと

もに、より効果的な手法について検討します。

エ 各種媒体による情報発信

議会活動の情報を広く県民に提供するため、次の媒体を利用した情報発信を行うとともに、より効果的なものになるよう検討します。

- ・みえ県議会だより
- ・みえ県議会新聞
- ・三重県議会ホームページ
- ・三重県議会 Facebook ページ
- ・テレビ広報

(2) 会議の公開

引き続き、次の会議等を原則として公開します。

- ・本会議
- ・常任委員会
- ・特別委員会
- ・議会運営委員会
- ・代表者会議
- ・全員協議会
- ・議案聴取会
- ・委員長会議
- ・広聴広報会議
- ・各派世話人会
- ・災害対策会議
- ・条例に基づく検討会等
- ・政治倫理審査会
- ・議会改革推進会議
- ・議員勉強会

(3) 議長定例記者会見

月1回程度開催してきた議長定例記者会見を継続し、議会に係る様々な取組を、より積極的に情報発信を行います。

また、インターネットによる生中継・録画配信や会議録の公表を継続します。

(4) 参考人制度等の活用

県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか利害関係者や県民の意見を反映させるため、オンライン招致も含め、参考人制度を活用します。

加えて、平成 22 年度以降開催していない公聴会についても活用を検討します。

(5) 請願への対応

受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。

また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として、願意の実現に向けた取組を行います。

加えて、改正地方自治法に基づくオンラインによる請願への対応を検討していきます。

2 住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進

議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

(1) 委員会審議の活性化

議事機関としての議会の機能を十分に発揮するため、各委員会において、議員間討議の一層の充実に努めます。また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整を行うとともに、必要に応じて連合審査会を活用します。

(2) 年間活動計画の策定

① 年間活動計画

各委員会では、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。

② 重点調査項目

各行政部門別常任委員会及び特別委員会では、県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。

③ 県内外調査

「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。

(3) 当初予算に係る調査・審査

当初予算については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。

なお、令和 7 年 9 月に知事選挙が見込まれること及び令和 8 年度が「みえ元

気プラン」の計画期間の最終年度であることから、令和8年度当初予算及び令和9年度当初予算の調査・審査を十分に行えるよう、総合計画及び中期戦略計画の策定スケジュールが議会の政策サイクルを踏まえているか等について監視します。

① 予算決算常任委員会

当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。

② 分科会の取組

予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。

(4) 総合計画に係る調査・審査

令和4年度に議決した「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」に係る調査・審査を行い、知事への申入れを行います。

なお、令和7年9月に知事選挙が見込まれること及び令和8年度が「みえ元気プラン」の計画期間の最終年度であることから、総合計画及び中期戦略計画の策定スケジュールが議会の政策サイクルを踏まえたものであるか等について監視します。

① 「みえ元気プラン」の評価等

「みえ元気プラン」及び「三重県行政展開方針」に基づく県の取組について、毎年度の「県政レポート」の作成にあわせて、各行政部門別常任委員会や予算決算常任委員会において詳細な調査を行うとともに、知事に対して申し入れを行います。

また、毎年度の「三重県行政展開方針」について、申し入れ等の反映状況などを調査します。

② 次期総合計画及び次期中期戦略計画の策定への関与

総合計画及び中期戦略計画は議会の議決対象であることから、令和7年度に両計画の策定が開始される場合や令和8年度に次期「みえ元気プラン」が策定される場合等には、策定当初から最終的な議決に至るまで一貫して関与することにより、議会の団体意思決定機能や政策形成機能、監視機能を効果的に発揮します。

具体的には、全員協議会、各行政部門別常任委員会等において詳細な審査を行うとともに、知事に対する申し入れを行います。

(5) 個別の行政計画に係る調査・審査

個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。

議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査

等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。

3 独自の政策立案と政策提言の強化

提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組みます。

(1) 政策に係る議員提出条例の制定及び検証

二元代表制の一翼を担う議会として、県政の各分野に関し政策の理念や具体的な施策の実現を図るため、政策に係る議員提出条例の制定に向けた取組を進めるとともに、政策に係る議員提出条例の検証を行います。

(2) 議員発議に係る意見書の提出

住民の多様な意見の実現を図るため、国等に対し意見書を提出するなど、議会独自の政策提言を行います。

(3) 特別委員会等の設置

県政の重要課題で、特に調査・検討を行うべき事項については、特別委員会や附属機関、調査機関、政策討論会議、検討会等を設置し、詳細な調査・審査を行うことにより議会独自の政策立案や政策提言を積極的に行います。

(4) 議員勉強会の開催

議会での政策議論の充実・深化につなげていくため、県政を取り巻く諸課題の中から特に知識の取得を図る必要があるテーマを選定し、全議員を対象とする勉強会を開催します。

(5) 議会図書室の活用

議員は、政策立案及び政策提言等を一層充実するため、議会図書室を積極的に活用し、調査研究に努めます。

4 分権時代を切り開く交流・連携の推進

地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、次の会等と通じるなどし、他の自治体の議会との交流及び連携を行います。

また、国等への意見書をともに提出したり、議員勉強会への参加を可能とするなどし、県内市町議会との交流・連携を進めていきます。

(1) 全国都道府県議会議長会

議長は、各都道府県議会の議長とともに、地方自治の発展に向けた協議を行

うほか、全国的な課題等に関し、地方議会の意思を国等の施策に反映させるための要望活動を実施するなど、他の都道府県議会との交流及び連携を行います。

(2) 東海北陸7県議会議長会議・近畿2府8県議会議長会議

近隣府県の議会の議長及び副議長で構成される各議長会議において、議会改革等に関する先進的な取組の共有や情報交換を行うほか、共通する課題等に関し、国等に対する要望活動を実施するなど、近隣府県議会との交流及び連携を行います。

(3) 紀伊半島三県議会交流会議

紀伊半島の振興及び発展のため、三重県、奈良県及び和歌山県の各県議会の議長、副議長並びに関係議員が、紀伊半島三県に共通する課題等について意見交換等を行います。

III 取組の評価

分権時代を先導する議会を目指し、一層の議会改革を進めるため、上記Ⅱ 1～4に掲げた取組について評価を行い、その反省に立った改善に努めます。

評価のサイクルは概ね年次毎の評価と現議員任期4年間を通した総合的な評価に大別します。

年次毎の評価は、常任委員会、広聴広報会議及び特別委員会等が中心となっており、現議員任期4年間を通した総合的な評価は、議会改革推進会議において検討の上、検討結果を代表者会議に報告し、代表者会議において決定します。

それぞれ、具体的な評価方法は次によることとします。

1 年次毎の評価

(1) 常任委員会による自己評価

① 評価対象年次当初（5月会議）

- ・委員長は、委員会で協議の上、「常任委員会活動計画書」（資料1）を作成します。

② 評価対象年次上半期末（9月定例会会議）

- ・委員長は、9月定例会会議の委員会で、全委員（予算決算常任委員会においては理事）と、当該年次上半期の委員会活動の振り返りを行います。
- ・委員長は、振り返りで明らかになった気づき等を「常任委員会活動 上半期振り返りシート」（資料2）に取りまとめ、下半期の委員会活動に生かしていきます。

③ 評価対象年次末（2月定例会会議）

- ・委員長は、「常任委員会活動計画 実績書」（資料3）を取りまとめ、全委員

(予算決算常任委員会においては理事)に報告するとともに、「常任委員会活動チェックシート」(資料4)による当該年次の委員会活動の評価を依頼します。

- ・委員長は、各委員から提出された「常任委員会活動チェックシート」(資料4)による評価を踏まえ、「常任委員会活動 評価総括表」(資料5)として当該年次の委員会活動について評価を行い、委員長会議に報告します。
- ・委員長会議は、委員会活動の評価が適切に行われているか確認し、評価結果を代表者会議に報告します。

(2) 広聴広報会議による自己評価

① 評価対象前年次末(2月定例会会議)

- ・座長は、評価対象年次の「議会広聴広報計画」(資料6)を作成し、広聴広報会議で決定します。

③ 評価対象年次末(2月定例会会議)

- ・座長は、「議会広聴広報計画 実績書」(資料7)を取りまとめ、委員に報告するとともに、「議会広聴広報活動チェックシート」(資料8)による当該年次の広聴広報活動の評価を依頼します。
- ・座長は、各委員から提出された「議会広聴広報活動チェックシート」(資料8)による評価を踏まえ、「議会広聴広報活動 評価総括表」(資料9)として当該年次の広聴広報活動について評価を行い、代表者会議に報告します。

(3) 特別委員会による自己評価

① 特別委員会設置時

- ・委員長は、委員会で協議の上、「特別委員会活動計画書」(資料10)を作成します。

② 調査終了時

- ・委員長は、「特別委員会活動計画 実績書」(資料11)を取りまとめ、全委員に報告するとともに、「特別委員会活動チェックシート」(資料12)による当該年次の委員会活動の評価を依頼します。
- ・委員長は、各委員から提出された「特別委員会活動チェックシート」(資料12)による評価を踏まえ「特別委員会活動 評価総括表」(資料13)として、当該年次の委員会活動について評価を行い、評価結果を代表者会議に報告します。

(4) 代表者会議による評価の取りまとめ

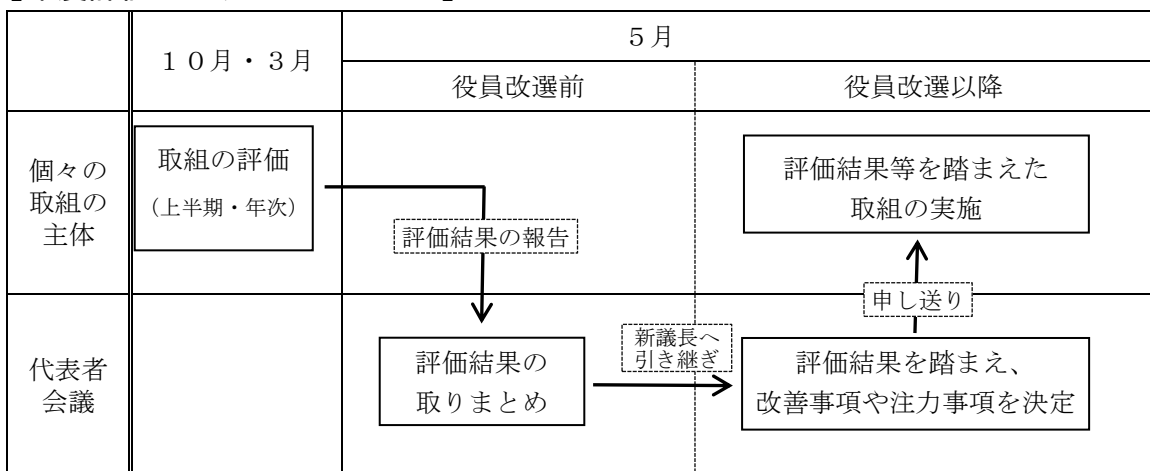
① 評価対象年次末（2月定例会議）

- ・代表者会議は、報告を受けた評価結果を参考として議会活動全体の評価を取りまとめます。

② 評価対象年次の翌年次当初（5月役員改選時）

- ・代表者会議は、5月の役員改選後に、議会活動全体の評価結果を踏まえ、改善事項や注力すべき事項を決定し、今後の議会活動の参考とするとともに、各常任委員会及び広聴広報会議に申し送ります。
- ・各常任委員会及び広聴広報会議は、評価結果等を踏まえた取組を実施します。

【年度評価サイクルのイメージ】



2 現議員任期4年間を通した総合的な評価及び次期改選後議会への提言

(1) 議会改革推進会議における協議

代表者会議の依頼を受けて、議会改革推進会議において、現議員任期4年間を通した議会活動の総合的な評価及び次期改選後議会への提言について協議します。

① 県民意識調査の実施

評価及び提言について協議するに当たっては、議会活動に対する県民の満足度や意見を把握し、現議員任期4年間を通した議会活動を評価する際の参考とするために、議会改革推進会議において県民意識調査を実施します。

② 外部有識者等からのアドバイス

評価及び提言について協議するに当たっては、評価の客観性を確保するため、複数の外部有識者等から、評価の仕組みや取組結果に対する評価とアドバイスを受けます。

(2) 4年間を通した自己評価及び次期改選後議会への提言

議会改革推進会議の協議結果を受け、代表者会議において、4年間を通した議会活動の評価と次期改選後議会への提言を決定し、議長を通じて次期改選後議会へ申し送ります。

IV 計画の変更・進捗管理

この計画は、取組の状況等により、見直しができることとし、その決定は代表者会議で行うこととします。

進捗管理は議長が行うものとし、具体的には、議長が議会活動計画の実施状況を取りまとめ、5月の役員改選後の代表者会議で報告するものとし、

札幌市議会運営委員会 視察調査票

(京 都 市)

1 議員定数・議会構成等について

(1) 法定数（平成23年自治法改正までのもの）及び条例定数（これまでの推移を含む）	条例定数 67人 / 現員数 67人		
	選挙年	法定数	条例定数
	昭和22年	64人	-
	昭和26年	68人	57人
	昭和30年	68人	57人
	昭和34年	68人	68人
	昭和38年	68人	68人
	昭和42年	72人	72人
	昭和46年	72人	72人
	昭和50年	72人	72人
	昭和54年	72人	72人
	昭和58年	72人	72人
	昭和62年	72人	72人
	平成3年	72人	72人
	平成7年	72人	72人
	平成11年	72人	72人
	平成15年	72人	69人
	平成19年	72人	69人
	平成23年	72人	69人
	平成27年	-	67人
令和元年	-	67人	
令和5年	-	67人	

※ 法定数については、平成18年以降は法定上限である。
 ※ 条例定数については、平成15年以前は「京都市会議員定数減少条例」及び「京都市会議員各選挙区選出議員数条例」によるものである。

(2) 選挙区毎の人口と議員条例定数及びその格差	(単位 人)																	
	選挙区名	令和2年国勢調査人口	現行議員定数	議員一人当たりの人口	人口比例議員定数													
	北区	117,165	6	19,528	5													
	上京区	83,832	4	20,958	4													
	左京区	166,039	8	20,755	8													
	中京区	110,488	5	22,098	5													
	東山区	36,602	2	18,301	2													
	山科区	135,101	6	22,517	6													
	下京区	82,784	4	20,696	4													
	南区	101,970	5	20,394	5													
	右京区	202,047	9	22,450	9													
	西京区	149,837	6	24,973	7													
伏見区	277,858	12	23,155	13														
合計	1,463,723	67	21,847	68														
<p>※ 平成27年国勢調査人口については確定値である。</p> <p>※ 人口比例議員定数については、次の計算式により算定した。小数点以下を四捨五入したため、合計が68となっている。</p> <p>【計算式】 総定数×選挙区の人口÷総人口</p>																		
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>選挙区名</th> <th>議員一人当たりの人口</th> <th>格差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大区</td> <td>西京区</td> <td>24,973</td> <td rowspan="2">1.36</td> </tr> <tr> <td>最小区</td> <td>東山区</td> <td>18,301</td> </tr> </tbody> </table>						選挙区名	議員一人当たりの人口	格差	最大区	西京区	24,973	1.36	最小区	東山区	18,301			
	選挙区名	議員一人当たりの人口	格差															
最大区	西京区	24,973	1.36															
最小区	東山区	18,301																
(3) 定数算定の基準、考え方	<p>(現在の議員定数の考え方)</p> <p>京都市会では、平成24年8月から、市会改革推進委員会において、議員定数の検討を本格的に開始した。</p> <p>同委員会では、1票の格差(1.53倍)については是正する必要があること、また、市民の多様な意見の反映のため1人区は避けることについては合意したが、議員定数の増減の方向性については合意に至らなかった。</p> <p>その後、各派代表者会議において協議が重ねられたうえ、平成26年第1回定例会に2減案及び3増案の条例改正案が提出されたが、2減案が賛成多数で可決された。</p> <p>これにより、議員定数は69名から67名となり、1票の格差は是正され、1.29倍となった。</p> <p>「議員定数及び議員報酬についての報告書」(下記参照)</p> <p>https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/img/shikaikaikaku/iinkai/h25/shi-2601-02.pdf</p>																	
(4) 議員定数の見直しについて	予定なし																	
(5) 会派構成	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>会派名称</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自由民主党京都市議員団</td> <td>19人</td> </tr> <tr> <td>維新・京都・国民市議員団</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>日本共産党京都市議員団</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>公明党京都市議員団</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td>民主・市民フォーラム京都市議員団</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>改新京都</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table>				会派名称	人数	自由民主党京都市議員団	19人	維新・京都・国民市議員団	15人	日本共産党京都市議員団	14人	公明党京都市議員団	11人	民主・市民フォーラム京都市議員団	2人	改新京都	2人
会派名称	人数																	
自由民主党京都市議員団	19人																	
維新・京都・国民市議員団	15人																	
日本共産党京都市議員団	14人																	
公明党京都市議員団	11人																	
民主・市民フォーラム京都市議員団	2人																	
改新京都	2人																	
(6) 交渉団体となる会派の条件設定	5人以上の会派																	
(7) 議会運営委員の選出方法	<p>交渉団体である各会派の所属議員数に按分して割り当てる。</p> <p>※現在の委員構成</p> <p>自民党：5人 維新・京都・国民：4人</p> <p>共産党：3人 公明党 : 3人</p>																	

2 本会議及び予・決算審査の委員会運営について

(1) 本会議について											
ア 質疑・質問の範囲・形態	会派の代表制により、2月市会では当初予算及び関連議案に対する質疑、5月・9月・11月市会では市政一般に関する質問を行う。なお、質疑・質問者の順番は大会派順によるものとする。										
イ 人数・時間制限の有無	各審議期間において、会派の持ち時間が設定され、その中で質疑・質問の人数・時間が決められている。また、非交渉会派は、9月市会及び2月市会の際のみ代表質問（質疑）を許可されている。 <5・11月市会>交渉会派 基本時間4分+2.5分×議員数 <9・2月市会>交渉会派 基本時間19分+4分×議員数 非交渉会派 7.5分×議員数										
ウ 説明員出席者の範囲及び主な答弁者について	市長、副市長、公営企業管理者、教育長、各局長が出席し、答弁を行う。 ただし、特別市会などの本会議については、審議案件に関連する市会説明員に限定して出席を求めることができる。										
エ 一問一答制採用の有無	一問一答制は採用しておらず、一括質問一括答弁又は分割方式の選択制によるものとする。										
オ 質疑・質問が行われる本会議日数	2月市会の代表質疑は、おおむね2日間（延べ約10時間）。代表質問は、5月市会、11月市会は1日間（延べ約5時間）、9月市会（決算市会）は、おおむね2日間（延べ約10時間）。										
カ 1日あたりの総質疑・質問時間	上記参照。										
キ 令和6年度の質疑質問者数の実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>定例的に設ける審議期間</th> <th>5月</th> <th>9月</th> <th>11月</th> <th>2月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代表質問（質疑）</td> <td>9人</td> <td>16人</td> <td>10人</td> <td>17人</td> </tr> </tbody> </table>	定例的に設ける審議期間	5月	9月	11月	2月	代表質問（質疑）	9人	16人	10人	17人
定例的に設ける審議期間	5月	9月	11月	2月							
代表質問（質疑）	9人	16人	10人	17人							
ク 傍聴者への対応・市民への情報提供	本会議の傍聴は自由としており、傍聴の際は、開会の1時間前から、先着順に傍聴券を交付している。傍聴者へは、議席図、当日の議事日程等を配布し、代表質問の際は質問項目も配付している。 平成19年5月から市会中継システムにより代表質問・質疑の録画放映を開始。その後平成20年5月からは全日程の生中継・録画配信を開始した。平成27年9月よりスマートフォンやタブレットでの視聴に対応している。令和4年5月からYouTubeにて録画配信を開始し、令和5年5月からは生中継も行っている。年間経費は約200万円（市会中継システムの運用経費。予算・決算特別委員会（総括質疑）分も含む。）。 また、昭和55年からKBS京都テレビにおいて本会議の代表質疑を、平成3年から代表質問についてもテレビ中継を実施している。年間経費は約3,100万円。										

(2) 予・決算審査の委員会について																																											
ア 設置形態	<p>当初予算、補正予算及びその関連議案並びに決算については、議長を含む全議員を委員とする特別委員会（予算特別委員会、決算特別委員会）を設置し、付託された議案を審査する。</p> <p>なお、同特別委員会は、第1から第3までの分科会を設置し関係局ごとに審査を行う（局別質疑）が、2月市会における予算特別委員会及び9月市会における決算特別委員会では、局別質疑の後に、市長・副市長に対する総括質疑（市長総括質疑）をそれぞれ2日間行う。</p>																																										
イ 事前通告制の有無	各局等の審査の冒頭で、質疑を希望する委員に挙手を求め、正副主査で協議し順序を決める。																																										
ウ 人数・回数・時間制限の有無	質疑は各会派の持ち時間内で各会派の判断で行うが、委員1回の質疑時間は、局別質疑はおおむね30分以内、市長総括質疑ではおおむね20分以内（会派の最終質疑者は30分以内）としている。																																										
エ 説明員出席者の範囲及び主な答弁者について	審査対象局の課長級以上の職員が出席し、主に部長級以上が答弁を行う。																																										
オ 質疑を行う審査日数	<p>当初予算（2月市会）及び決算（9月市会）審査は局別質疑を6日間行い、さらに総括質疑を2日間行う。</p> <p>補正予算議案が提出された場合は、補正予算の審査を1日間行う。</p>																																										
カ 令和6年度の質疑者数の実績	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">予算特別委員会（肉付補正予算）（令和6年5月市会）</th> </tr> <tr> <th>第1</th> <th>第2</th> <th>第3</th> <th>市長総括</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>質疑者数</td> <td>51</td> <td>75</td> <td>34</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 局別質疑：3日間、市長総括1日間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">決算特別委員会（令和6年9月市会）</th> </tr> <tr> <th>第1</th> <th>第2</th> <th>第3</th> <th>市長総括</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>質疑者数</td> <td>82</td> <td>70</td> <td>52</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">予算特別委員会（令和7年2月市会）</th> </tr> <tr> <th>第1</th> <th>第2</th> <th>第3</th> <th>市長総括</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>質疑者数</td> <td>102</td> <td>97</td> <td>91</td> <td>47</td> </tr> </tbody> </table>		予算特別委員会（肉付補正予算）（令和6年5月市会）				第1	第2	第3	市長総括	質疑者数	51	75	34	24		決算特別委員会（令和6年9月市会）				第1	第2	第3	市長総括	質疑者数	82	70	52	49		予算特別委員会（令和7年2月市会）				第1	第2	第3	市長総括	質疑者数	102	97	91	47
	予算特別委員会（肉付補正予算）（令和6年5月市会）																																										
	第1	第2	第3	市長総括																																							
質疑者数	51	75	34	24																																							
	決算特別委員会（令和6年9月市会）																																										
	第1	第2	第3	市長総括																																							
質疑者数	82	70	52	49																																							
	予算特別委員会（令和7年2月市会）																																										
	第1	第2	第3	市長総括																																							
質疑者数	102	97	91	47																																							
キ 傍聴者への対応・市民への情報提供	<p>常任委員会及び特別委員会（一部の委員会を除く。）の質疑の様子は誰でも傍聴できる。開会の1時間前から、先着順※に傍聴証を交付している。傍聴者へは委員会資料を配付している。</p> <p>※ 受付開始時点で定員を超える希望があった場合は、抽選。</p> <p>なお、本庁舎内の市会オープンスペース（市会モニター視聴室）においても視聴できる。</p> <p>平成17年9月から市会中継システムにより予算・決算特別委員会（総括質疑）の生中継・録画配信を開始。また、平成25年11月からUstreamにて、常任委員会及び予算・決算特別委員会（局別質疑）の生中継・録画配信を開始した。その後平成26年10月から録画配信を、平成30年4月から生中継をYouTubeに変更している。総括質疑のYouTubeでの配信は、録画配信が令和4年5月から、生中継は令和5年5月から行っている。年間経費は、委員会室以外も含めた設備全体の運用保守契約のため、常任委員会や局別質疑等のみの配信に係る運用経費の算出は困難。</p>																																										

3 住民参加等の議会機能の強化に係る取組について

貴議会における市民との議会報告会・意見交換会等、議会の機能強化に向けた住民参加に関する取組やその進め方について、ご紹介いただきますようお願いいたします。

- 子ども議場見学及び親子ふれあい議場見学会の実施
- 市立美術工芸高校との広報連携の取組
- 市民に対するアンケートの実施（本会議傍聴者、市会ホームページ）
- 議会での議論を見ていただくため、本会議、予算・決算特別委員会及び常任委員会について、ライブ中継及び録画配信を実施
- 「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」に関する市民との意見交換
- ホワイトハンドコーラスNIPPON京都支部の子どもたちによるパフォーマンスの実施